

# 壬辰倭乱後の日朝国交回復交渉

## 松雲大師惟政・徳川家康と釜山の倭館貿易

### 1. 対馬の独走による復交意図と朝鮮朝廷の態度

#### (1) 乱後の対馬の状況—三千名の兵士+夫丸・陣夫の動員

- ・耕作農民の減少「殊外御ちんニ付き、いたミ申候へ共、人もすくなく罷成候」(洲河家文書)
- ・隷属農民へ転落「朝鮮御ちんひけ申し候間、其の已後、村之者共身上罷り成らざる者共、我等かかへ置き」(同上)
- ・給与地なし「追而揚地之在る節、成し下さる可しとの御約束」(某氏知行宛行状)

#### (2) 使者派遣開始と朝鮮側の反応

- ・1599(宣祖32/慶長4)年 梯三太夫ら→帰還せず。朝鮮側辺将の言=殺戮非難、単独回答、  
1600年4月 被虜人三百数十名送還→礼曹公文による返書・使者来る。 不能

### 2. 徳川政権による交渉打診

#### (1) 西国大名名で礼曹宛書簡提出—家康の意図の下に行われた形跡

- ・1600年2月 小西行長・寺沢政成・宗義智よりの書簡と明の人質・朝鮮人被虜送還
- ・1601年12月 礼曹より柳川調信書簡「日本自関白逝後、國中不靖、而家康公有悔禍之竟、対馬島与足下深量利害、要講旧好」(『朝鮮通交大紀』)

### 3. 朝鮮人被虜の報告と朝鮮朝廷

- ・1600年6月 姜汎帰国『看羊録』—家康に再挙の計なし
- ・1601年6月 被虜走回人姜士俊、余進徳の報告—家康の政権掌握確実視
- ・1603年年末 河東幼学 金光帰国報告—和好は家康の発案、遅延は宗氏の責任問題化—家康は和戦両用の構え。

### 4. 松雲大師惟政の対馬派遣—対馬の信使派遣要求と通商再開要求

#### (1) 明の態度

- ・朝、日交隣は朝鮮一任・日、明復交は秀吉が冊封を拒否したのでありえない。
- ・日本に対する警戒を緩めるな。撤兵後も遼東半島軍門が対日軍事権を指揮・朝鮮防衛強化

#### (2) 加藤清正の動き

- ・かつて小西行長と別ルートで松雲大師と講和条件探索—大師は秀吉との講和はなし、と断言。
- ・清正の福建軍門への書簡—勘合貿易要求、もし不許可ならば再侵略あり。

#### (3) 松雲大師の登用—師の休静大師の推挙と対馬開論書=対馬懐柔策(表)及び倭情探索(裏)

- ・対馬開論書の内容①被虜人送還に対する謝意②明の不干涉③対馬の「革心向国」の意思を評価。
- ・対馬人の釜山での交易許可→対馬に対する公式使節、徳川政権に対しては非合法の探索任務

#### (4) 徳川家康のこの時期の対外政策—大通商国家をめざす。

- ・平戸貿易の許可(蘭1609、英1613、スペイン1610) ←側近にW. アダムス登用
- ・「異国渡海御朱印帳」、「異国朱印帳」蘭・英・メキシコ
- ・日本よりの渡海船=慶長9~19 167隻 元和1~寛永1 85隻 寛永12~ 65隻。



図26 御朱印船絵馬(複製 国立歴史民俗博物館蔵)



図24 東京(トンキン)渡海朱印状 1605年のもので家康の朱印が押されている

表1 朱印船の主な渡航先および船数

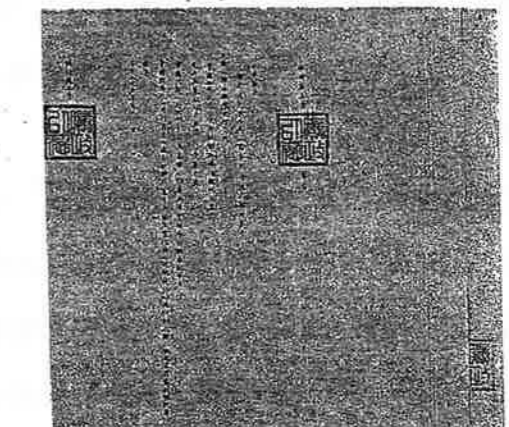
渡航先	トンキン	コウチ	カンボ	シャム	ルソン	高砂
年次	東京	交趾	東増	暹羅	呂宋	
1604(慶長9)	11	32	24	35	34	1
1616(元和2)						
1617(元和3)	26	39	20	20	20	35
1635(寛永12)						
合計	37	71	44	55	54	36

岩生成一『朱印船と日本町』35頁の表をもとに簡略化した。

朝鮮国王李 昭 泰 啓  
 日本国王 殿下  
 交隣有道自古而然二百年來海波不揚何莫非  
 天朝之賜而敵邦亦何負於  
 貴國也哉壬辰之變無故動兵構禍極慘而醫及  
 先王丘墓敵邦君臣痛心切骨義不與  
 貴國共戴一天六七年來馬島雖以和事為請實是敵邦所恥今者  
 貴國棄舊而新開通商改前代非禮致送被虜人如斯誠豈非兩國生靈之福也聞使臣  
 不腆土宜具在別幅統希  
 盛亮  
 萬曆三十五年正月 日  
 朝鮮国王李 昭 啓



図25 呂宋島港古景



図書 縦56cm・横97cm 東京大学史料編纂所写真による



朝鮮国王印「為政以德」(『外蕃通書』)

(『外蕃通書』)

復交2条件 (1605.7) と家康国書偽書論争

(1) 王陵犯捕縛と家康先為国書

- ・偽犯人、偽国書と朝鮮側で見破る。(1605.11~12)
- ・従来の学説(近藤守重、中村栄孝、田中健夫、田代和生ら) = 家康答書は存在せず。
- ・新学説(高橋公明ほか) ①家康国書は対馬まで送られた。②対馬で全継信にみせてたところ、改造を要求された。「不遜」「縛送の語なし」→改作③駿府政権中軸の本多正純が家康を説得した。④江戸で「先為国書」のあったことに不審の念をいだかれなかったこと。⑤日本国王自称・国王印も家康の意向で用いられた。

(2) 私見 = 「先為国書」の存在は実証できず、なんらかの家康の対馬に対する書状が存在した。

- ①対馬で全継信は「内府書牘」を見せられた。→家康の指示書か。
- ②本多正純では家康を説得できない。→外交担当は承兌が担当。→元和度でも日本年号に固執
- ③この時点で国王号、国王印はなかった。→全継信は内容修正を要求。形式(国王号・印鑑)に言及していない。
- ④対馬→駿府→対馬の時間、駿府での交渉を考えれば式ヵ月弱では無理。

まとめ

- 朝鮮側 対馬対策(手なづけ政策としての貿易許可)と徳川政権対策は別途と認識。
- 対馬側 貿易復活が急務。対馬が徳川政権の意向を受けて交渉していることを示す必要→信使派遣要求。
- 幕府側 外交再開は新政権の国際的認知と幕威高揚のために必要。→できれば中国貿易再開も。「先為国書」=謝罪は避けたい。

3. 国書偽造の発覚

(1) 対馬の家老・柳川父子の主君・宗氏追放陰謀のためにみずから偽造参画を暴露。

1636(寛永13)3代将軍家光の決裁により決着。

宗氏は無罪。柳川氏は津軽藩へ流罪。柳川家臣の実行者はいずれも斬首など極刑。

対馬の外交顧問の僧侶・規伯玄方(南禅寺)は南部藩へお預け。

(2) 対馬は事務方の業務に限定。監視役「対州修文職」を幕府から派遣(五山僧)

「日本国王」宛の朝鮮国王からの国書宛名は「日本国大君」に。和年号使用。

使節の名称は「回答兼刷還使」から「朝鮮通信使」へ。以後9回。1811年迄。

(3) 対馬の朝鮮貿易-釜山「倭館」の開設。

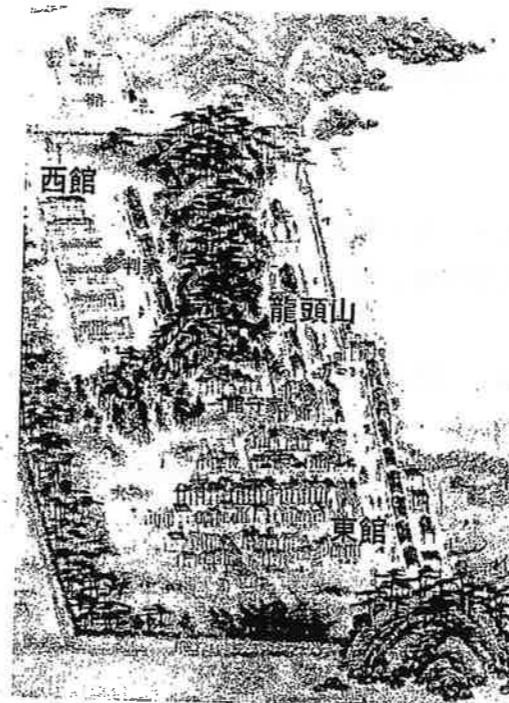
・1609年己亥約条により、10万坪(出島の25倍)を無償提供される。

対馬島(藩)主などの年例貿易船。釜山滞在費は朝鮮側負担。毎年、米豆を百石支給。対馬は役人・商人あわせて500名程度を常住させる。

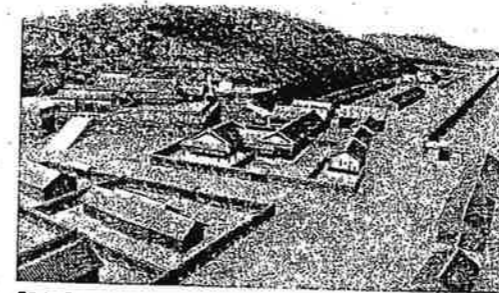
朝鮮からは高麗人参、白糸などを輸入。対馬からは特鑄銀、丁銀を輸出→中国

・対馬藩よりの使者は東萊府で朝鮮国王の殿牌に拝礼の儀式をとる。

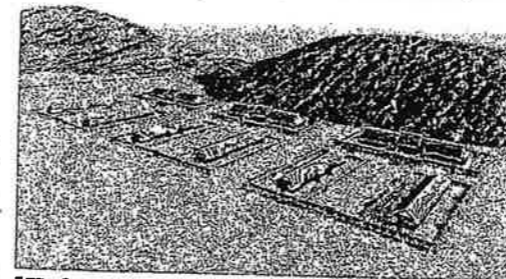
3



[図3] 倭館図 部分 (韓国中央博物館所蔵)



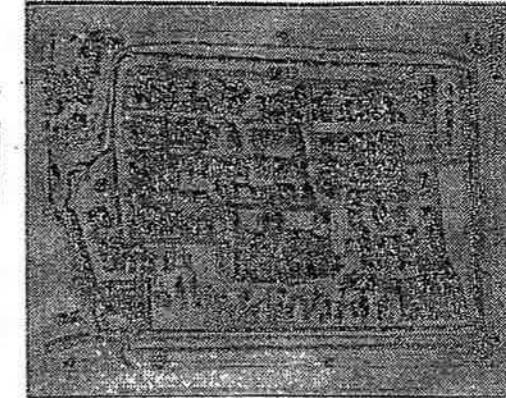
[図4] 草梁倭館「東館」復元CG (筆者作成)



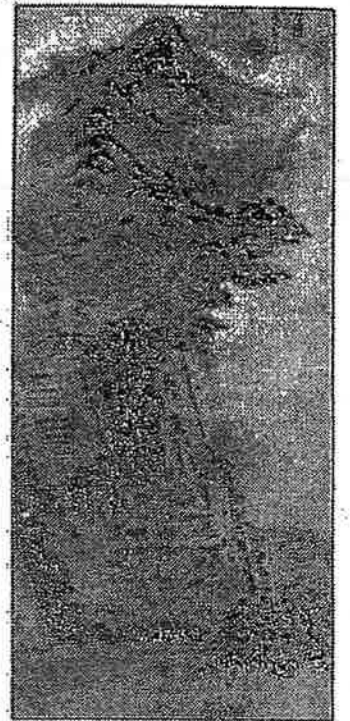
[図5] 草梁倭館「東館」復元CG (筆者作成)



[図1] 長崎のオランダ商館



[図2] 長崎の日本人船



[図3] 倭館図



[図6] 『東萊府使接倭図』  
国立中央博物館所蔵より

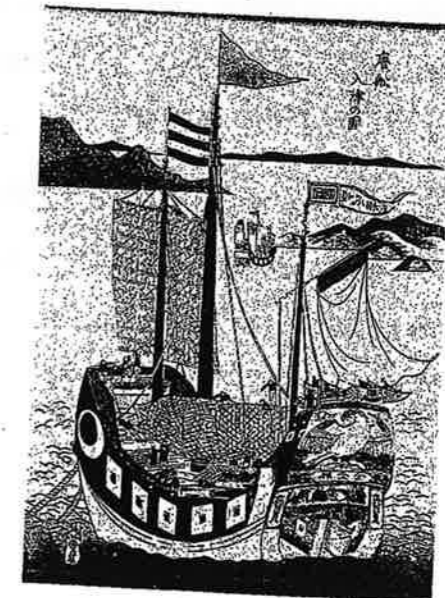


図22 唐船入津の図 (『長崎版画集』)

4

冊次	寺院	僧名	年	代	伝	
					史料	慶応
一	東福寺	玉峯光琳	寛永十一年十二月	寛永十三年七月	○	○
二	同	崇隆玄召	十三年九月	十五年三月	○	○
三	天竜寺	洞叔寿仙	十五年四月	十六年四月	○	○
四	同	玉峯光琳	十六年四月	十七年三月	○	○
五	東福寺	崇隆玄召	十七年四月	十八年正月	○	○
六	天竜寺	洞叔寿仙	十八年四月	十九年三月	○	○
七	東福寺	崇隆玄召	十九年三月	二十年三月	○	○
八	建仁寺	鈞天永洪	二十年三月	二十年四月	○	○
九	東福寺	周南円且	二年四月	二年三月	○	○
一〇	建仁寺	茂源紹栢	二年四月	三年五月	○	○
一一	同	鈞天永洪	三年五月	四年五月	○	○
一二	東福寺	周南円且	四年五月	四年十月	○	○
一三	建仁寺	茂源紹栢	四年五月	四年十二月	○	○
一四	同	鈞天永洪	三年閏十月	三年閏十月	○	○
一五	天竜寺	賢溪玄備	二年四月	三年五月	○	○
一六	建仁寺	九岩中達	三年五月	三年六月	○	○
一七	同	茂源紹栢	明暦元年六月	三年四月	○	○
一八	相国寺	覺雲顯吉	三年四月	二年五月	○	○
一九	東福寺	天沢円育	万治二年五月	寛文元年五月	○	○
二〇	建仁寺	顕合通憲	寛文元年六月	三年三月	○	○
二一	東福寺	大華含瞻	三年五月	五年四月	○	○
二二	天竜寺	虎林中虔	五年四月	七年四月	○	○
二三	相国寺	春葩宗全	七年五月	九年三月	○	○
二四	天竜寺	泉叔梵亨	九年五月	十二年六月	○	○
二五	同	江岳元策	十二年六月	十二年七月	○	○
二六	相国寺	愚溪等厚	十二年八月	十二年五月	○	○
二七	東福寺	南宗祖辰	延宝元年六月	三年閏四月	○	○
二八	天竜寺	蘭客玄森	三年閏四月	五年四月	○	○
二九	建仁寺	雲外東竺	五年五月	七年五月	○	○
三〇	東福寺	南宗祖辰	七年五月	元年六月	○	○
三一	相国寺	汝舟妙恕	天和元年六月	二年二月	○	○
三二	同	大虚顯靈	二年三月	二年四月	○	○
三三	天竜寺	古靈道充	二年五月	三年三月	○	○
三四	建仁寺	松堂宗植	三年三月	元年四月	○	○
三五	同	黄若慈璋	元禄元年五月	三年四月	○	○

○長崎県立歴史民俗博物館  
○相国寺

○三井文庫  
○相国寺

と

冊次	寺院	僧名	年	代	伝	
					史料	慶応
三六	相国寺	天啓集仗	元禄三年四月	五年三月	○	○
三七	天竜寺	東谷守洵	七年四月	七年五月	○	○
三八	東福寺	松隠玄棟	九年五月	九年四月	○	○
三九	天竜寺	文礼周郁	十二年三月	十二年五月	○	○
四〇	同	中山玄中	十三年四月	十三年五月	○	○
四一	相国寺	別宗祖縁	十五年五月	十五年六月	○	○
四二	東福寺	雪堂合研	十五年六月	宝永元年六月	○	○
四三	建仁寺	松堂宗植	宝永元年六月	三年四月	○	○
四四	天竜寺	関仲智悦	三年四月	五年四月	○	○
四五	同	月心性湛	五年四月	七年五月	○	○
四六	建仁寺	雲叟永集	七年五月	七年五月	○	○
四七	天竜寺	中山玄中	二年五月	四年三月	○	○
四八	同	関仲智悦	四年三月	四年三月	○	○
四九	東福寺	石霜童富	宝永元年三月	三年五月	○	○
五〇	天竜寺	月心性湛	三年五月	五年五月	○	○
五一	同	古溪性琴	五年五月	七年四月	○	○
五二	東福寺	天衣守備	七年四月	九年閏四月	○	○
五三	相国寺	蘭谷祖芳	九年閏四月	十二年五月	○	○
五四	天竜寺	雲巖道俗	十二年五月	十三年四月	○	○
五五	東福寺	天衣守倫	十三年四月	十五年四月	○	○
五六	建仁寺	雪巖中筠	十五年四月	十七年四月	○	○
五七	東福寺	藍深光瑄	十七年四月	十九年四月	○	○
五八	相国寺	藍坡中均	十九年四月	十九年四月	○	○
五九	建仁寺	東明寛元	元文元年四月	三年四月	○	○
六〇	天竜寺	雲巖道俗	三年四月	五年四月	○	○
六一	建仁寺	雪巖中筠	五年四月	五年四月	○	○
六二	相国寺	維天承瞻	二年四月	二年五月	○	○
六三	天竜寺	瑞源等禎	二年五月	三年四月	○	○
六四	同	翠巖承整	三年四月	三年五月	○	○
六五	東福寺	玉嶺守英	三年四月	三年五月	○	○
六六	建仁寺	天岸覚徳	三年五月	三年六月	○	○
六七	相国寺	継天承瞻	三年六月	四年五月	○	○
六八	天竜寺	瑞源等禎	四年五月	四年五月	○	○
六九	同	翠巖承整	四年十一月	六年六月	○	○
七〇	建仁寺	北礪道爾	六年六月	八年五月	○	○
七一	相国寺	天叔顯台	八年五月	十年五月	○	○

○松ヶ岡文庫

○相国寺

○松ヶ岡文庫

○松ヶ岡文庫

6